石井土地区画整理だより

令和8年8月　第35号



■ご挨拶



©坂戸市 2016

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、石井土地区画整理事業にご理解・ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

事業完了に向け、今後も関係機関と協議調整を図りながら事業の推進に努めてまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

■事業の進捗状況（令和７年度末時点）

項　　目	実 施 済 累 計	進捗率(%)
仮 換 地 指 定	４９．５ｈａ	１００．０
街 路 築 造 工 事	１７，２１３．６ｍ	９３．０
建　物　移　転	５８２棟	９８．６
保 留 地 処 分	３８，７８７㎡	８３．７

■区画整理課での手続き

区画整理地内で下記の行為を行う場合は、区画整理課で手続きをお願いいたします。

・土地の分筆
・建物の建築
・境界ブロック等の設置
・土地や建物の売買
・相続等による名義変更

※所有する土地、建物につきましては、適正な管理をお願いいたします。

※詳細につきましては、坂戸市ホームページ、若しくは、裏面の問合せ先でご確認ください。

坂戸市ホームページ
「区画整理事業への許可・証明・届出」

■令和８年度予算

令和８年度石井土地区画整理事業特別会計の当初予算総額は、２億１，２６９万７千円です。

国、県及び市の財政状況は依然厳しい状況にありますが、効率的な事業の推進を図ります。

■社会資本総合整備計画　事後評価(原案)の公表と意見募集について

市では、社会資本整備総合交付金を活用し、石井土地区画整理事業を進めています。

令和３年度から令和７年度までの計画期間が終了したことから、目標の達成状況や効果の発現性、今後のまちづくりの方策等についてまとめた事後評価(原案)を公表します。

また、この事後評価(原案)に対する意見を募集します。

【期間・場所】

期間　９月７日(月)～９月１８日(金)

場所　区画整理課、市政情報コーナー、市ホームページ

【意見書の提出】

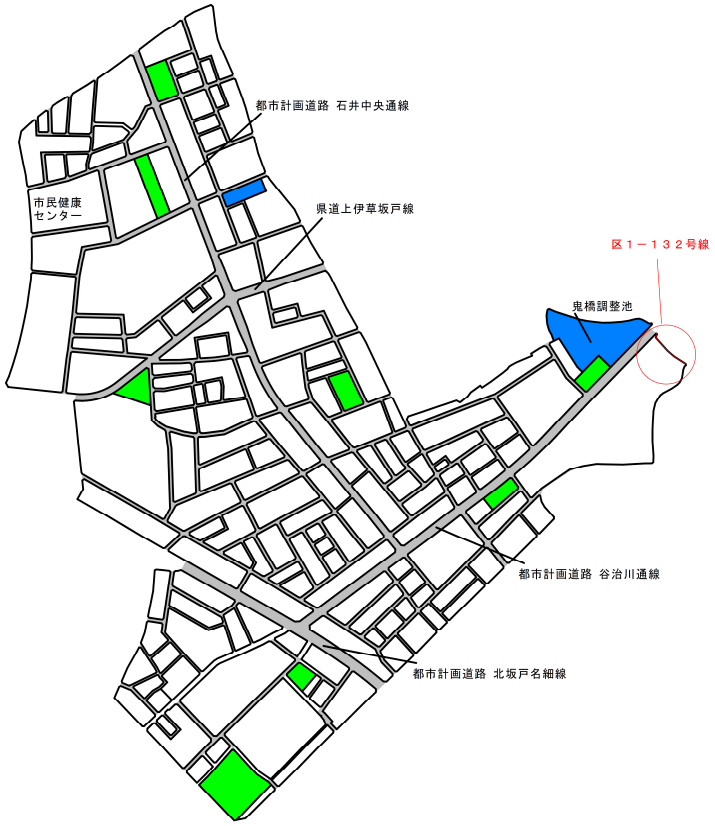
提出方法　９月１８日(金)１７時までに、区画整理課窓口、郵送または電子申請

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

■令和８年度工事施工予定箇所

工事期間中は、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

凡　　例	
	施工済箇所
	工事施工予定箇所
	公園（予定地を含む）
	調整池



■清算金について

○清算金とは？

従前の土地と換地の間に生じる評価上の不均衡を是正するために徴収（清算金を支払う）、交付（清算金を受け取る）される金銭のことです。換地の状況により一概には言えませんが、減歩が多いと交付となり、減歩が少ないと徴収になります。

○いつ支払うの？（受け取れるの？）

石井土地区画整理事業すべての工事が完了し、換地処分の公告により換地の権利、清算金の額が確定し、清算金の徴収、交付を開始します。現在の事業計画ですと、令和１６年ごろを予定しております。

○金額はどのくらい？

従前地と換地の評価の差を指数により算出します。これに指数１個当たりの単価を定めて金額に換算しますが、単価を決定するのは石井地区のすべての工事終了時点（換地処分の１年程度前）となります。

○支払方法は？

一括で支払う方法と、清算金の金額により最大５年以内の分割で支払う方法があります。

※詳しくは、区画整理課窓口へお越しいただき、ご確認ください。個人情報のため、電話での説明は出来かねます。

令和8年10月1日から

窓口受付時間を変更します



平日　9:00～16:30

土曜　9:00～12:00（市民課・納税課）

マイナンバーカード・電子証明書の手続きは9:00～11:00

≪対象施設≫市役所本庁舎、市民健康センター、こども家庭センター、西清掃センター、東清掃センター

※　電話の対応時間については、変更はありません

■問合せ

坂戸市役所区画整理課
〒350-0292　坂戸市千代田１－１－１
電　話　049-283-1331（内線505）
ＦＡＸ　049-283-1685